

Ⅲ 子育て世帯・高齢者等への居住支援

子育て世帯住宅リフォーム支援制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1468



安全に安心して子育てができる居住環境の整備を目的としたリフォーム工事を行う方に対し、リフォーム工事に要する費用の一部を助成します。工事着手前の申請が必要です。

●対象者

小学生以下の子供を扶養し同居していること、または出産前で母子健康手帳の交付を受けた方がいることなど

●対象工事（※物品のみの購入は対象外です。）

手すりの取付、段差の解消、滑りの防止のための床材の変更等、進入防止フェンスの設置、コンセント位置の移動、引き残しの確保のための扉の取替等、柱・壁・作り付け家具等の面取り加工等、ドアストッパー等の設置、指はさみ防止のための折戸取替等、浴室扉の鍵の設置等

●助成金額

工事費（消費税を除く）の1/3、上限20万円（千円未満切り捨て）

※所得制限（申込者及び申込者と同居する方全員の前年（1月から6月に申請する場合は前々年）の総所得金額の合計が800万円以下）等の条件があります。

子育て世帯向け補助事業（「子供を守る」住宅確保促進事業）

問合せ 東京都住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 子育て支援住宅担当
☎ 03-5320-5011・4907



マンションにお住まいの方などが子供の安全確保のための工事等を行う際に東京都の補助金が受けられるものです。申請にあたっては、東京都のホームページから条件等を確認のうえ、担当窓口にご相談ください。工事着手前の申請が必要です。



高齢者等住み替え居住支援制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1468



建物の取り壊しなど、自己の責任によらない理由により立ち退きを受け、区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居した方に対して、支払った転居費用（礼金・仲介手数料・引越費用）を助成します。転居先の賃貸借契約締結前に申込みが必要です。

●対象者

高齢者、障害者、ひとり親世帯

●申込資格（次のすべてに該当すること）

- ①区内に引き続き3年以上住んでいる
- ②区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住する
- ③生活保護を受給していない
- ④前年の世帯の総所得の合計額が、単身世帯は256万8千円以下、2人以上世帯は、この額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下である
- ⑤世帯全員が住民税を滞納していない

●助成金額

転居費用として支払った礼金・仲介手数料・引越費用の合計、上限15万円（千円未満切り捨て）※ただし、立ち退き料を受領した場合は、転居費用の実費から立ち退き料相当額を差し引いた額を助成します。

高齢者等家賃等債務保証制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1468



区内の民間賃貸住宅へ転居する際に、家賃の支払いを保証する保証会社を利用した場合に、支払った初回保証料の一部を助成します。

●対象者

高齢者、障害者、ひとり親世帯

●申込資格（次のすべてに該当すること）

- ①区内に引き続き3年以上住んでいる
- ②区内の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住する
- ③緊急連絡先がある
- ④生活保護を受給していない
- ⑤前年の世帯の総所得の合計額が、単身世帯は256万8千円以下、2人以上世帯は、この額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下である
- ⑥世帯全員が住民税を滞納していない

●助成金額

保証会社に支払った初回保証料の1/2、上限2万円（千円未満切り捨て）

高齢者住宅改修予防給付

問合せ 高齢福祉課 ☎ 03-5246-1222・1224

在宅の高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、住宅改修が必要と認められる方に対して、その改修工事費用の一部を助成します。

※工事着工前の申請が必要です。必ず着工前にご相談ください。

●対象者

区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、日常生活に困難があり、要介護認定の結果が「非該当」の方のうち、区の調査の結果、これを改善するために住宅の改修が必要と認められる方

●対象工事

手すりの取付工事、段差の解消工事、滑り止めのための床材変更工事、引き戸等への扉交換工事、洋式便器等への便器の取替工事

※助成には要件・限度額があります。

⇒介護保険の認定結果が「要介護」「要支援」の方は、同様の給付を介護保険課で実施しています(P14参照)。介護保険課(☎03-5246-1249)へ相談してください。

高齢者住宅設備改修給付

問合せ 高齢福祉課 ☎ 03-5246-1222・1224

在宅の高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、これを改善するために住宅設備の改修または新たに住宅設備を設ける必要があると認められる方に対して、その設備改修工事費用の一部を助成します。

※工事着工前の申請が必要です。必ず着工前にご相談ください。

●対象者

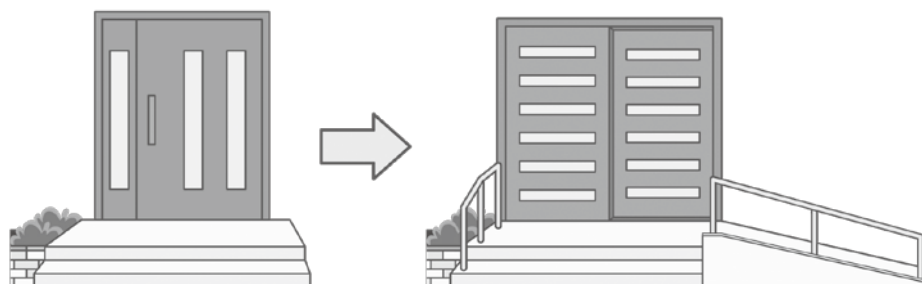
区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、これを改善するために住宅の改修または新たに住宅設備を設ける必要があると認められる方

※新設工事については、「要介護2」以上で、一定の要件に該当する方

●対象工事

浴槽の取替工事・新設工事、流し台または洗面台の取替工事・新設工事、便器の洋式化工事・洋式便器の新設工事、1階床の新設工事、階段昇降機の新設工事

※助成には要件・限度額があります。



家具転倒防止器具取付

問合せ 高齢福祉課 ☎ 03-5246-1222・1224



高齢者が暮らしている世帯に対して、家具等に転倒防止器具を3点まで無料で取付けます。
(助成は1世帯1回限り)

- 対象世帯 区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方
 - ①65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
 - ②65歳以上の高齢者が在宅で生活している世帯で、世帯全員の住民税が非課税である世帯
- 利用者負担 自己負担なし

介護(予防)住宅改修費支給

問合せ 介護保険課 ☎ 03-5246-1249



要介護・要支援認定を受けた方が、転倒予防や介護負担軽減のため、手すりの取付け等の住宅改修をするときにその費用の一部を助成します。

※工事施工前の申請が必要です。施工前にご相談ください。

- 対象者
区内に住所を有し要介護・要支援認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方
(住民登録地以外で行う住宅改修は、保険対象外です)

- 対象工事
手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え等の改修

※助成には要件・限度額があります(確認のため、区から調査にうかがう場合があります)。

⇒介護保険で「非該当」の方は、同様の給付を高齢福祉課で実施しています(P13参照)。

高齢福祉課(☎03-5246-1222)へ相談してください。

住宅設備改善費の給付(障害者向け)

問合せ 障害福祉課 ☎ 03-5246-1201・1202

在宅の障害者(児)が日常生活を容易に送れるよう、浴室・便所・玄関・台所・居室の設備改善費の給付を行います。なお、給付にあたり、障害程度・年齢その他の要件があるほか、世帯全員の所得に応じて自己負担があります。

※工事施工前の申請が必要です。必ず施工前にご相談ください。

●対象種目

種目	障害程度	年齢
小規模改修	①下肢または体幹1級・2級・3級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者 ※特殊便器への取替えは上肢1・2級	6歳以上 65歳未満
中規模改修	①下肢または体幹1級・2級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者	6歳以上 65歳未満
屋内移動設備	①上肢、下肢または体幹1級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者	6歳以上

生活福祉資金

問合せ 台東区社会福祉協議会 ☎ 03-5828-7547

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を目的に、資金の貸付と相談支援を行います。収入基準など貸付要件があります。

【住居移転のための費用】

引越しや賃貸契約の更新に伴う費用を貸し付けします。上限50万円

【住宅の改修・設備に要する費用】

住宅の改修・補修・整備に係る経費を貸し付けします。上限250万円

不動産担保型生活資金

問合せ 台東区社会福祉協議会 ☎ 03-5828-7547

将来にわたり自宅での生活を希望する所得の少ない高齢者世帯に対し、その不動産(土地・建物)を担保に生活資金を貸し付けします。

●対象世帯

- ①借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯
- ②世帯の構成員が原則として65歳以上 など

●対象不動産(土地・建物)

- ①賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない
- ②土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅(集合住宅は不可)

●貸付内容

貸付月額は30万円以内(原則として3カ月ごとに交付) など

※その他に貸付要件があります。

住宅用火災警報器設置助成

問合せ 台東区社会福祉協議会 ☎ 03-5828-7541

住宅用火災警報器（煙式）の設置費用を助成します。（1世帯1台）

●対象世帯

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる世帯

※有効に作動する火災報知器が設置されている世帯や公営住宅など、一部対象外となる世帯があります。詳しくはお問い合わせください。

●利用者負担 1,000円（税込）

サービス付き高齢者向け住宅

問合せ 公益財団法人 東京都福祉保健財団 ☎ 03-3344-8637



サービス付き高齢者向け住宅とは、安否確認や生活相談など、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムでは、全国の都道府県等に登録されたサービス付き高齢者向け住宅の情報が公表されていますので、高齢者ご自身のニーズにあった住まいを探ることができます。

あんしん居住制度

問合せ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
あんしん居住制度担当 ☎ 03-5989-1784



あんしん居住制度とは、高齢者等が、住み慣れた住宅、住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、「見守りサービス」、「葬儀の実施」、「残存家財の片付け」のサービスを行う制度です。



住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度(住宅セーフティネット制度)

問合せ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
住宅セーフティネット担当 ☎ 03-5989-1791



高齢者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度です。

●住宅をお探しの方

- ・住まいにお困りの方でも入居できる住宅の情報を得ることができます。
- ・NPO等の居住支援法人や居住支援協議会により、住まい探しや入居後の生活の困りごと(生活相談、家賃債務保証等)へのサポートが受けられます。

右記二次元バーコードより、セーフティネット住宅情報提供システムにアクセスできます。



●貸主の方

- ・お持ちの賃貸住宅を登録し、高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、広く情報を公開することで入居希望者とのマッチングが進み、空き家対策になることが期待できます。
- ・一定の条件に該当する場合は、改修費などの補助や住宅金融支援機構の融資が受けられる場合があります。

※東京都のセーフティネット住宅の愛称「東京ささエール住宅」

